

所得税の確定申告、市県民税の申告のお知らせ

申告期間は、2/18 (月) ~ 3/17 (月) です。

☆所得税

給与所得以外に次のような所得がある方は、申告が必要な場合がありますので、昨年1年間の収入をもう一度確認しましょう。

- 農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入（不動産所得）
- 土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- 生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）

サラリーマンの確定申告は？

- 次のような場合は確定申告が必要です。
- 給与を1ヶ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（ただし20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要です。）
- 平成19年中の給与の収入金額が2千万円を超える場合 ※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると所得税が還付される場合があります。申告書の書き方などで分からないことがあれば、税務署または市の申告会場で相談してください。

農業所得の申告は？

経営的規模の耕作がある方の農業所得の申告は、全て実際の収入から必要経費を差し引いて所得を出す収支計算に基づいて申告しなければなりません。
※例年大変込み合いますので、農業所得に係る収入および支出の内訳については、事前に集計し、できるだけ収支内訳書を作成の上ご来場ください。収支内訳書が作成されていない場合は、別室で作成していただいた後に受付を行う予定です。（収支内訳書の作成には、出荷伝票や収入金額等の分かるもの、領収書や購入証明書等の支出の分かる書類や帳簿が必要です。）
◎減価償却費の計算方法が変わりました。
税制改正により、平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については償却可能限度額および残存価額が廃止され、1円まで償却することとされました。

区分	計算方法
平成19年3月31日以前に取得	旧定額法 (平成19年分) 取得価格×0.9×旧定額法の償却率(1/耐用年数)×その年の償却期間(○/12)×事業専用割合(%)=必要経費算入額(償却可能限度額95%) (平成20年分以降) 取得価格の95%相当額まで償却した年分の翌年分以後5年間は、期首帳簿価額から1円を控除した金額を5で除した金額が償却費の額。1円まで均等償却します。
平成19年4月1日以後に取得	新定額法 取得価格×定額法の償却率(1/耐用年数)×その年の償却期間(○/12)×事業専用割合(%)=必要経費算入額 減価償却費の累積額を控除した金額(未償却残高)が最終的に1円残ります。

株式譲渡の申告は？

株式譲渡については多様なケースが想定されますので、社税務署でお願いします。

問合せ先：社税務署個人課税部門 ☎ 0795 ④ 0223

☆市県民税

平成20年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く）は、市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険に加入の方は、所得によって保険料が軽減される場合がありますので、必ず申告をしてください。

問合せ先：市税務課 ☎ ④ 8712

＜申告に必ず持ってくるもの＞

- ①所得税または市県民税の申告書（用紙が送付された方）
 - ②源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
 - ③所得の計算に必要な帳簿書類
 - ④生命保険、地震保険料等の支払証明書、その他領収書
 - ⑤国民年金保険料の控除証明書又は領収書（国民年金保険料の支払いがある方）
 - ⑥通知があった方は通知書
- ※新たに振替納税を希望される方は、金融機関名・預金の種類・口座番号・通帳使用印もご準備ください。

◎住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けられている方へ

平成11年から平成18年までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けておられる方で、税源移譲の影響によって所得税から控除しきれない額が発生したり、または控除しきれない額が増大した場合に、その額に相当する額について、翌年度の住民税から控除できます。この制度の適用を受けるためには、毎年、納税者本人が、控除の申告をしなければなりません。

平成20年度の住民税からの適用に当たっては、平成20年3月17日(月)が申告の提出期限となっています。

申告会場では、平成19年分の確定申告を行う際に、住宅借入金等特別控除の適用を受け、かつ、平成20年度分の住民税からの控除分が発生する方については、確定申告書の作成と合わせて『市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）』をご記入いただきます。

※市職員が申告相談に応じるのは、原則、次の方です。

- ア、給与所得者及び公的年金等受給者
 - イ、上記ア以外の方のうち、おおむね所得300万円未満の白色申告者（ただし、事業所得等の収入が約1,000万円以上である方を除きます。）
- ※上記以外の所得等がある方については、税務署による申告指導を受けてください。

平成19年度 固定資産税第4期分、国民健康保険税第8期分、介護保険料（普通徴収）第8期分の納期限は **2月29日（金）** です。
納期内完納にご協力をお願いします。
問合せ先：税務課税制係 ☎ ④ 8712

平成20年度市県民税申告（平成19年分確定申告）相談日

区分/時間	期間	場所	対象者
申告相談 9:00 ~ 16:00	2/18(月) ~ 3/17(月) 原則土日を除く。(2/24・3/2は相談受付します)	加西市民会館 コミュニティーセンター3階 小ホール ☎ ④ 0182	申告の必要な方
所得税確定申告相談 9:30 ~ 16:00	2/25(月)、2/26(火)、2/27(水)、3/5(水)、3/6(木)、3/7(金)	同上	税務署職員が申告に応じます。※事業(営業)所得、譲渡所得のある方はなるべくこの期間にお越しください。
税理士等による無料相談 (税理士会・納税協会・納貯連合会・商工会議所) 9:30 ~ 16:00	2/18(月)、2/19(火)、2/20(水)、2/27(水)、2/28(木)、2/29(金)	加西商工会議所 3階 大会議室 ☎ ④ 0416	税理士等が申告相談に応じます。対象者にはハガキで通知します。(通知のない方でも相談に応じます。)

65歳以上の方の介護保険料について

現在、普通徴収（納付書または口座振替）により介護保険料を納付されている方で、右記に該当する方は、4月支給の年金から介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）がスタートします。該当者には、3月上旬にお知らせハガキを送付しますので、ご確認ください。

問合せ先 税務課税制係 ☎ ④ 8712

■特別徴収に移行する方

平成19年4月～9月の間に、次のアからウのいずれかに該当することとなった方で、年額18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金、または遺族年金を受給されている方です。

- ア、65歳以上で、年金給付を受ける権利の裁定を受け、支払いを受けることとなった方
- イ、年金給付を受けている方で、65歳になられた方
- ウ、住所の変更の届出を行った65歳以上の方

税務署からのお知らせ

◎確定申告と納税は、お早めに！

税務署では、パソコンを利用して申告書を作成し、その場で電子申告（e-Tax）をしていただける申告相談体制にしています。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

ネットでラクラク。「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへ簡単申告！！

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、e-Tax用の申告データを作成することができ、作成したデータを簡単な操作により、自宅から電子申告することができます。

「作成コーナー」を利用すると・・・

- ① HPからカンタン申告
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から迅速に申告できます。
- ② 最高5,000円の税額控除
本人の電子署名及び電子印鑑を利用して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19年分又は平成20年分は1万円）。
- ③ 添付書類が提出不要
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、所得税の納税額や還付額が確定し、提出に代えて、印刷内容を入力して送信できるようになりました（申告期限から3年間、書類の提出又は請求が求められることがありません）。
- ④ 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理していただきます（3週間程度に短縮）。

申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！
画面の案内に従って金額等を入力して所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成し、プリンタを使って印刷したものを、税務署に提出することができます。

問合せ先：社税務署 ☎ 0795 ④ 0223

公的個人認証（電子証明書）の取得について

e-Taxを利用するには電子証明書が必要です。住基カードおよび電子証明書の発行は市民課で行っています。（手続き方法）①印鑑②顔写真付の本人確認書類（免許証・パスポート等）③写真付の住基カードを希望される方は6ヶ月以内に撮影した写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚④手数料1,000円を持って、本人が申請。
※すでに住基カードをお持ちの方が電子証明を取得される場合は、本人が、住基カード・証明手数料500円をご持参のうえ、手続きをお願いします。顔写真付の住基カードでない場合は顔写真付の本人確認書類も併せてご持参ください。詳しくは下記まで。
住基カード
http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/juki_card.html
電子証明書 <http://www.jpki.go.jp/index.html>
e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

自動交付機の利用料金が変わります

窓口で住民票または印鑑証明を取得する場合、手数料300円が必要ですが、4月1日から自動交付機で取得する場合には手数料が250円になります（世帯員数が6人以上の場合の住民票謄本は別料金です）。自動交付機を利用するにはパスワードの設定をした加西市民カードが必要ですので、パスワードの設定がお済みでない場合は本人確認書類をもって市民課まで！

問合せ先：市民課 ☎ ④ 8720